



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)…三
- 保安林の指定解除予定……………(産業労働局農林水産部森林課)…五
- 保安林の指定予定……………(同)…五
- 警備業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………六
- 開発行為に関する工事を完了……………六
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
- (産業労働局商工部地域産業振興課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…七

告示

●東京都告示第九十八号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年八月二十五日
 東京都知事 小池 百合子

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社建築センター	構造計算適合性判定の業務を行う	新宿区新宿一丁目八番一号大橋御苑ビル六階	新宿区新宿一丁目八番一号大橋御苑ビル六階	令和二年七月六日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号カメイ仙台グリーンシテイ三階	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号カメイ仙台グリーンシテイ三階	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番五号やまのいビル千三号室	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番五号やまのいビル千三号室	
福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室	福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室	群馬県高崎市八島町二百六十二番地内藤ビル二階	群馬県高崎市八島町二百六十二番地内藤ビル二階	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目	

目二番三号 さいたま浦和ビルディング三階	目二番三号 さいたま浦和ビルディング三階
千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番地三九庄ビル一階	千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番地三九庄ビル一階
神奈川県横浜市中区北幸二丁目三番十九号日総第八ビル八階	神奈川県横浜市中区北幸二丁目三番十九号日総第八ビル八階
長野県長野市南町千八十二番地ND南町ビル五階	長野県長野市南町千八十二番地ND南町ビル五階
愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号久屋パークビル七階	愛知県名古屋市中区栄四丁目十四番二号久屋パークビル七階
三重県四日市市浜田町十二番十八号アーク四日市ビル七階	三重県四日市市浜田町十二番十八号アーク四日市ビル七階
島根県松江市中原町六番地	島根県松江市中原町六番地
岡山県岡山市北区内山下二丁目三番十九号成	岡山県岡山市北区内山下二丁目三番十九号成

広ビル二階	広ビル二階
広島県広島市中区八丁堀十五番六号	広島県広島市中区八丁堀十五番六号
広島県広島市中区八丁堀十五番六号	広島県広島市中区八丁堀十五番六号
うぎんビル七百四一二号室	うぎんビル七百四一二号室
香川県高松市亀井町二番地一	香川県高松市亀井町二番地一
香川県高松市亀井町二番地一	香川県高松市亀井町二番地一
生命高松ビル五階	生命高松ビル五階
愛媛県松山市三番町七丁目十三番	愛媛県松山市三番町七丁目十三番
愛媛県松山市三番町七丁目十三番	愛媛県松山市三番町七丁目十三番
ネビルディング六百一	ネビルディング六百一
号室	号室
福岡県福岡市博多区御供所町一番	福岡県福岡市博多区御供所町一番
福岡県福岡市博多区御供所町一番	福岡県福岡市博多区御供所町一番
一号西鉄祇園ビル三階	一号西鉄祇園ビル三階
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目五番	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目五番
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目五番	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目五番
命佐賀駅前ビル三階	命佐賀駅前ビル三階
長崎県長崎市万才町三番四号長崎ビル二階	長崎県長崎市万才町三番四号長崎ビル二階
長崎県長崎市万才町三番四号長崎ビル二階	長崎県長崎市万才町三番四号長崎ビル二階
鹿児島県鹿児島市西千石町十一番	鹿児島県鹿児島市西千石町十一番
鹿児島県鹿児島市西千石町十一番	鹿児島県鹿児島市西千石町十一番
二十一号鹿	二十一号鹿
児島MSビル二階B号	児島MSビル二階B号
児島MSビル二階B号	児島MSビル二階B号

室 室

沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

沖縄県建設会館四階

沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

沖縄県建設会館四階

●東京都告示第九十九号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年八月二十五日

東京都知事 小池百合子

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
富士建設株式会社	代表取締役 藤野加晟	中央区日本橋蛸殻町一丁目三十九番二号	(1)第一〇二一九一号	平成三十年六月二十

●東京都告示第千百号

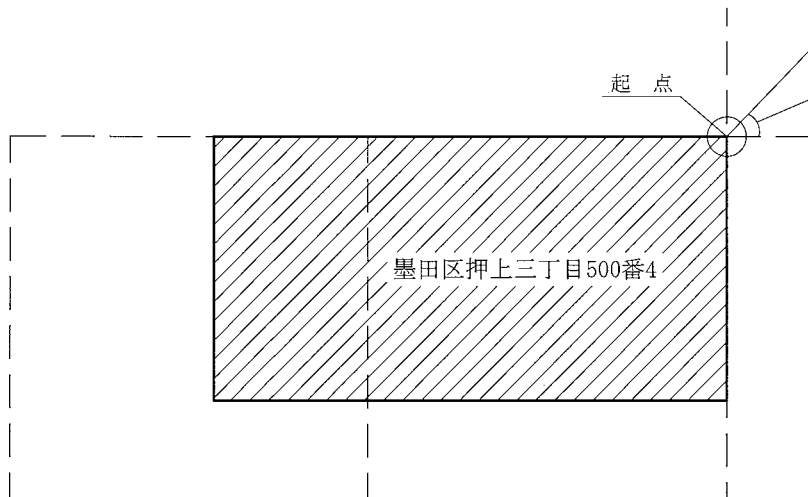
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月二十五日


東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区押上三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- — — : 単位区画
- : 調査対象地
-  : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、墨田区押上三丁目500番4の最北端とする。

【格子の回転角度(46度0分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第百九十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

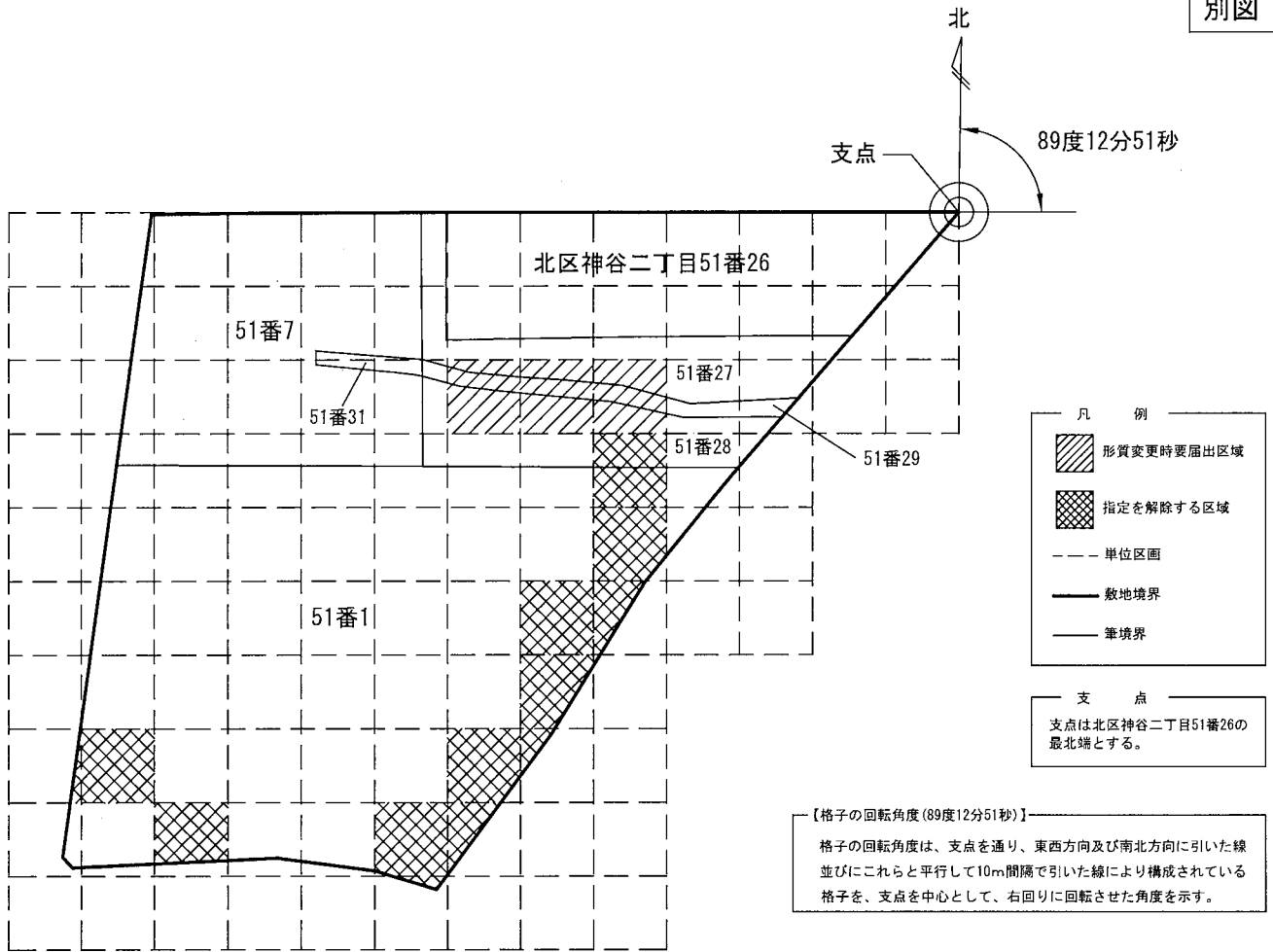
一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区神谷二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第千二百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第百九十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

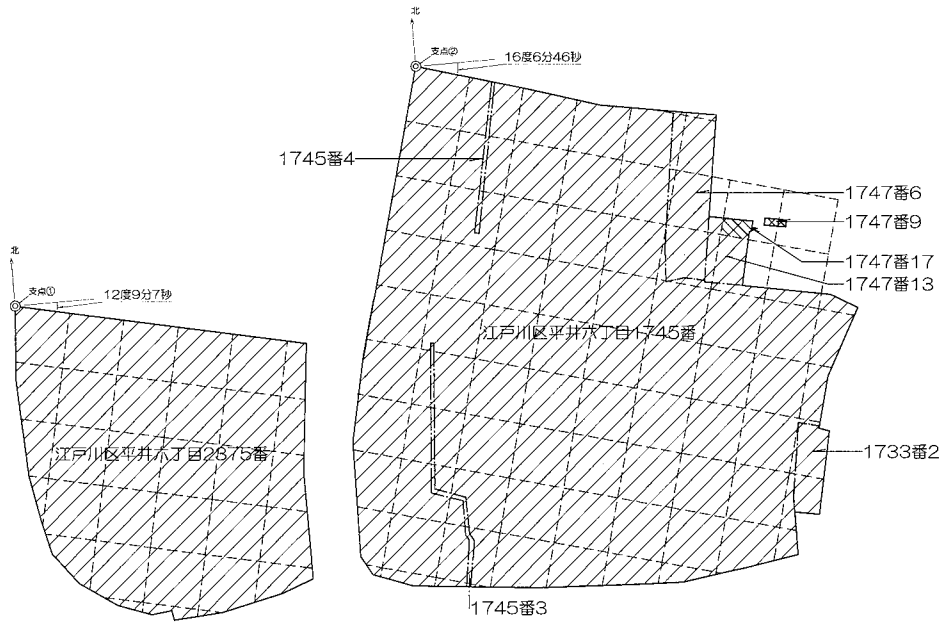
令和二年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区平井六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の実施

別図



【支点①】
支点は、江戸川区平井六丁目2375番の最北端とする。

【支点①の格子の回転角度（12度9分7秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点②】
支点は、江戸川区平井六丁目1745番の最北端とする。

【支点②の格子の回転角度（16度6分46秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画線
	形質変更特異届出区域 (令和元年東京都告示第297号により指定した区域)
	指定を解除する区域

●東京都告示第千百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

令和二年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

青梅市御岳山一九五番一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字上養沢八五二番、八五三番口、八五五番、八五六番及び字中養沢六七〇番

二 指定の目的

水源の涵養
指定施業要件

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めな。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第257号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第7項及び同法第23条第5項において準用する同法第22条第7項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和2年8月25日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 日時

令和2年9月1日（火曜日） 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

世田谷区等々力五丁目27番5号 瀧口 聡太

●東京都公安委員会告示第258号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第7項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和2年8月25日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 日時

令和2年9月1日（火曜日） 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

品川区豊町二丁目12番15号 室橋 芳行

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年八月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 住所及び氏名

東久留米市小山二丁目四百九
十一番及び四百九十二番 武蔵野市吉祥寺北町一丁目
二十九番一号 兼六土地建物株式会社

代表取締役 鍵市 佳克

調布市深大寺東町三丁目四番
一の一部及び同番一地先（第
一工区） 西東京市東伏見三丁目八番
十三号 ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年八月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和二年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 池袋スクエア

<p>二 店舗所在地 豊島区東池袋二丁目十四番一号</p>	<p>三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社</p>	<p>四 設置者住所 中央区八重洲二丁目二番一号</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 飯盛 徹夫</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 梅田 圭</p>	<p>七 変更日 令和二年四月一日</p>	<p>八 届出日 令和二年七月二十九日</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 縦覧期間 令和二年八月二十五日から同年十月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 文京グリーンコート</p>	<p>二 店舗所在地 文京区本駒込二丁目二十八番十号</p>	<p>三 設置者名 科研製薬株式会社ほか一名</p>	<p>四 設置者住所 文京区本駒込二丁目二十八番八号ほか</p>	<p>五 変更を行った設置者名 科研製薬株式会社</p>	<p>六 変更前の設置者の代表者名 大沼 哲夫</p>	<p>七 変更後の設置者の代表者名 堀内 裕之</p>
<p>八 変更日 令和二年六月二十六日</p>	<p>九 届出日 令和二年七月三十日</p>	<p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十一 縦覧期間 令和二年八月二十五日から同年十月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 株式会社大丸松坂屋百貨店松坂屋上野店</p>	<p>二 店舗所在地 台東区上野三丁目二十九番五号</p>	<p>三 設置者名 株式会社大丸松坂屋百貨店</p>	<p>四 設置者住所 江東区木場二丁目十八番十一号</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 好本 達也</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 澤田 太郎</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社大丸松坂屋百貨店</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 好本 達也</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 澤田 太郎</p>	<p>十 変更日 令和二年五月二十八日</p>	<p>十一 届出日 令和二年七月三十日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業</p>
<p>十三 縦覧期間 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 令和二年八月二十五日から同年十月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和二年八月二十五日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 店舗名 (仮称)日立自動車教習所跡地計画</p>	<p>二 店舗所在地 小平市上水本町四丁目四百八十番一ほか</p>	<p>三 設置者名 大和情報サービス株式会社</p>	<p>四 意見 小平市長</p>	<p>ア 聴取者 小平市長</p>	<p>イ 概要 意見なし</p>	<p>ウ 収受日 令和二年七月三十一日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>六 縦覧期間 令和二年八月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する</p>					

七
縦覧時間

る条例（平成元年東京都条例第十号）に
定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙の3割以上を
リサイクルしています。